

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	土地区画整理法			法令番号	昭和29年法律119号							
手続名	個人施行の廃止			根拠条項	第13条第1項							
審査基準	<p>(廃止の認可) 過去に実績がないので当分の間審査基準を設けない。</p> <p>(終了の認可) 1 土地区画整理事業の終了が明らかであること。 2 その他、法令に適合していること。</p>											
	受付 機関	各市町	処理 機関	まちづくり課	交付 機関	まちづくり課	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>60日</td> <td rowspan="2">目次 No.</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>標準経由期間</td> <td>20日</td> </tr> </table>	標準処理期間	60日	目次 No.	4	標準経由期間
標準処理期間	60日	目次 No.	4									
標準経由期間	20日											